

秘密保護法 解説

第16回 特定秘密保護法施行令等の閣議決定

秘密保護法対策本部事務局長 堀井 準 (38期)

2014年(平成26年)10月14日、特定秘密の保護に関する法律(以下秘密保護法という)の施行令(案、以下施行令という)及び特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準(以下運用基準という)が閣議決定された。

今回閣議決定された施行令、運用基準については、2万3820件ものパブリックコメントが寄せられた。それにもかかわらず、運用基準の一部を除き、ほとんど素案と変わらないものとして閣議決定がなされている。こうした国民の多数のパブリックコメントを無視した姿勢にも、国民主権原理に反する秘密保護法(施行令、運用基準含む)の姿勢が表れている。

この施行令、運用基準によって、従前から指摘している秘密保護法に対する懸念は払拭されることがないばかりでなく、より具体的なものとなった。

たとえば、秘密保護法は、集団的自衛権の容認を進め、その恣意的な行使を行いやすくするのではないかとの危惧を持たれていたが、今回の運用基準の閣議決定により、その危惧が明らかになったばかりでなく、集団的自衛権行使が、国民のあずかり知らないところで決定、行使される恐れが現実のものとなってしまった。すなわち、2014年7月1日の閣議決定によると、「我が国と密接な関係にある他国に対する武力行使が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合」には武力行使が許されることとなるが、今回閣議決定された運用基準によると、秘密指定されうる事項として、「(秘密保護法別表1防衛に関し) b 自衛隊の運用又はこれに関する見積もり若しくは計画若しくは研究であってアメリカ合衆国の軍隊との運用

協力に関するもの(以上運用基準4頁)」「(秘密保護法別表2号外交に関し)外国の政府等との交渉又は協力の方針又は内容のうち、a 国民の生命及び身体の保護、c 海洋、上空等における権益の確保、d 国際社会の平和と安全の確保(我が国及び国民の安全に重大な影響を与えるものに限る、以上運用基準6頁)」、(秘密保護法別表4号テロ対策に関し)テロリズムの防止に関し収集した国民の生命及び身体の保護に関する重要な情報又は外国の政府若しくは国際機関からの情報(以上運用基準8頁)」が明記されている。このように、武力行使の要件に該当するかどうかの基本的な情報が秘密指定され、国民や国民の代表である国会に何ら明らかにされないまま、「我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合」として武力行使が決定・行使されてしまう危険がまさに現実のものとなってしまったのである。

そのような危惧を是正する手段も設けられていない。制度としては、武力行使に関する秘密指定だけでなく、秘密指定全体について、内閣府独立公文書管理監が、特定秘密の指定が秘密保護法等に従って行われていないと認めるときは指定の解除を求めることができるとしている。しかし、内閣府内におかれることから政府から独立した機関ではないし、選任母体となる情報保全監察室の構成メンバーは、防衛省、外務省、警察庁等の審議官レベルの人員で構成するともいわれており、十分な検証や監察を行うことは期待できない。

このような、国民主権主義をないがしろにし、基本的人権を損ない、恒久平和主義を骨抜きにする秘密保護法は即刻廃止されるべきである。